

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009長第32号	
事故等名	貨物船第十八金栄丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年12月13日06時45分ごろ	
発生場所	長崎県小長井港南防波堤灯台から真方位208° 1,400m付近 (概位 北緯32° 55.0′ 東経130° 11.6′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年4月8日長崎・地方事故調査官が、海難報告書等を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	貨物船 第十八金栄丸 1,598トン	
船舶番号	132315	
船舶所有者等	株式会社有明商事	
船種・船名・総トン数		
船舶番号		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	舵支柱スリーブ脱落	
事故等の経過	本船は、長崎県小長井港築切地区への狭い水路を航行中、平成20年12月13日06時45分ごろ、築切地区荷揚場東端から北東方に延びる防波堤先端付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、船内調査の上、異常なしと判断し、その後も運航を続けていたところ、翌年1月19日に下松港内を航行中、舵が戻らなくなり、潜水調査を行ったところ上記損傷が発見された。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、狭い水路を航行する際、水路を外れ、浅瀬に接近した可能性があると考えられる
原因	本事故は、本船が狭い水路を航行する際、水路を外れて浅瀬に接近したため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	